

番 号 : 130831

国 名 : ソロモン

担当部署 : 東南アジア・大洋州部 東南アジア第六・大洋州課

案件名 : 社会・環境セーフガード

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 社会・環境セーフガード
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2013年9月下旬から2014年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 3.00M/M、合計 3.50M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 第1次派遣期間 国内作業 第2次派遣期間 整理期間  
4 60 4 30 2

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数 : 正1部、写1部
- (3) 提出期限 : 9月4日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 調達部受付 (JICA本部1F)

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
    - 1) 業務方針の的確性 3点
    - 2) 業務方法の整合性、現実性等 6点
    - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 1点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - 1) 類似業務<sup>注1)</sup>の経験 45点
    - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域<sup>注2)</sup>での業務経験 9点
    - 3) 語学力<sup>注3)</sup> 18点
    - 4) その他学位、資格等 18点
- (計100点)

注1) 類似業務 : 環境社会配慮にかかる各種調達支援業務

注2) 対象国/類似地域 : ソロモン/全途上国

注3) 語学の種類 : 英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

### 6. 業務の背景

部族対立の影響で、一時経済は疲弊し、大幅な財政赤字に陥っていたソロモンでは、2003年のソロモン地域支援ミッション展開以降は治安が安定し、一方でパーム油や鉱物資源の輸出などもあって、近年は年率5%を超える経済成長を続けているなど経済は好調である。また、同国では現在ニッケルの探鉱が実施されており、探鉱が成功すればニッケル輸出国となることから、これが経済をさらに押し上げる要因になると期待されており、今後も更なる経済活動の活性化が見込まれている。しかしながら、ソロモン国内においては、各種基幹インフラの整備が遅れており、ソロモン政府が策定した「国家開発戦略2011年-2020年」においても、人々の生計の向上と経済活動の活性化のためには、各種インフラの整備が不可欠である旨が述べられている。このような状

況下、ソロモン政府は、特に市場や各種社会サービスへのアクセスを改善する運輸分野のインフラ整備を重要視しており、「国家運輸計画2011年－2030年」を策定し、今後望まれる運輸インフラの整備方針を示したほか、アジア開発銀行（以下「ADB」）および豪州と連携し、「国家運輸計画2011年－2030年」で重要性が指摘された事業を、遅滞なく実施するためのプログラムとして「運輸セクター開発プログラム」（以下「TSDP」）を立ち上げ、そのための財源として国家運輸基金を設立した。

現在TSDPの下で、ソロモン政府で運輸インフラ整備を担当するインフラ開発省（以下「MID」）では、様々な開発パートナーと協働しながら、既存運輸インフラの維持管理に加え、新規運輸インフラの開発・整備を行っている。しかしながら、これらのMIDによる活動は、主として土地に起因する問題を中心とした環境社会配慮上の問題に直面し、その多くが遅延・内容の変更・中止を余儀なくされている状況である。このような状況に対し、MIDではインフラセーフガード法案の策定を行う予定であり、これらインフラ整備に伴う環境社会配慮上の問題に対してどのような対処を行うべきか検討を進めている。しかしながら、MIDだけでなく、関連する環境省や土地省といったソロモン政府機関の経験・能力も十分ではない状況であることから、ソロモン政府は政府関係機関の環境社会配慮問題に対する能力向上を目的とした「運輸セクター国家セーフガードシステム強化プロジェクト」（以下「SCSSプロジェクト」）の実施を、TSDPに参加するADBに要請した。この要請を受けたADBは、日本政府貧困削減基金を活用したプロジェクトとしてSCSSプロジェクトを採択し、2013年5月から具体的活動を開始している。他方、ソロモン政府は、無償資金協力事業などによってソロモンにおけるインフラ整備に豊富な経験を有している日本に対しても、SCSSプロジェクトと連携した活動を実施することを希望し、日本政府に対して環境社会配慮分野の専門家派遣の要請を行った。

以上から、本件ではSCSSプロジェクトと連携し、MIDを中心とするソロモン政府関係機関職員を対象として、ソロモンにおけるインフラ開発に伴う環境・社会配慮上の問題を分析及びその対処方針の検討を行うことにより、関係者の能力向上を図ることを目的とするものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、環境社会配慮専門家として現地で活動を行い、SCSSプロジェクトと連携しながら、ソロモンにおけるインフラ開発に伴う環境・社会配慮上の問題を分析するとともに、特に土地に起因する問題を主眼としつつ、過去のソロモンを中心としたメラネシア地域における日本の運輸分野に限らないインフラプロジェクトにおけるケーススタディを行い、その結果を取りまとめるとともに、それらを基としたセミナーの実施等を通じて、ソロモン政府関係者の能力向上を図ることを目的としている。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（9月下旬～10月上旬）

- ア ソロモンを中心とするメラネシア地域における過去のインフラプロジェクトにかかる国内で入手可能な情報の収集、整理、分析を行う。
- イ ソロモンを中心とするメラネシア地域における土地の所有制度にかかる国内で入手可能な情報の収集、整理、分析を行う。
- ウ JICAソロモン支所を通じて、SCSSプロジェクト関係者と連絡を取り、現地での作業内容にかかる打ち合わせを行う。
- エ ワークプラン（和文・英文）を作成しJICA東南アジア・大洋州部へ提出し、説明する。

### (2) 第一次派遣期間（10月上旬～12月上旬）

- ア 現地業務開始時に、MID、SCSSプロジェクト関係者、先方政府機関（環境省、土地省など）及びJICAソロモン支所にワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。また、以下（2）イ以降の活動にあたり、JICAソロモン支所に対し適宜業務進捗報告及び相談を行う。
- イ SCSSプロジェクト関係者と打ち合わせを行い、SCSSプロジェクトの進捗状況の確認と今後の業務内容にかかる摺合せを行うとともに、2月に開催するセミナーの実施時期と第二次派遣期間について調整を行う。

- ウ SCSSプロジェクトが実施したセーフガードシステムレビュー結果を分析し、ソロモン政府における環境・社会配慮実施体制の分析を行う。
- エ ソロモン政府における環境・社会配慮実施にかかる関係機関に対する聞き取りを実施し、関係機関の業務実施能力と課題にかかる分析を行う。
- オ ソロモンで実施中の日本のインフラプロジェクトを中心とする事例について関係者への聞き取りを実施し、環境・社会配慮上の問題点や、求められる対処方法にかかる分析を行う。
- カ ソロモンで過去に実施された日本のインフラプロジェクトを中心とする事例について、関係者への聞き取りを実施し、環境・社会配慮上の問題点や、当時求められた対処方法にかかる分析を行う。
- キ 上記ウ～カの結果に基づき、SCSSプロジェクト関係者と共に、ソロモン政府関係者の能力向上を目的としたセミナー内容にかかる企画・検討を行う。
- ク MIDが策定を予定しているインフラセーフガード法案の方向性を確認し、上記ウ～カの結果に基づき、同法案の策定に資する環境社会配慮分野における指針としてのガイドライン（以下「ガイドライン」）のドラフト版の作成を行う。

(3) 国内作業期間（1月中旬～1月下旬）

- ア メール等を活用し、第一次派遣期間中に実施した業務内容にかかる補足的業務を実施する。
- イ 第一次派遣期間の結果に基づき、主として土地に起因する問題を中心にケーススタディレポート（ドラフト）を作成するとともに、現地で実施するセミナーの準備を行なう。

(4) 第二次派遣期間（2月上旬～3月上旬）

- ア 現地業務開始時に、MID、SCSSプロジェクト関係者及びJICAソロモン支所とともに、業務計画の確認を行う。また、以下（4）イ以降の活動にあたり、JICAソロモン支所に対し適宜業務進捗報告及び相談を行う。
- イ SCSSプロジェクト関係者とケーススタディレポート（ドラフト）内容を精査し、必要な追記・修正等を実施し、ケーススタディレポートを完成させる。
- ウ SCSSプロジェクト関係者とともに、ソロモン政府関係者の能力向上を目的としたセミナーを実施する。
- エ 第二次派遣期間の結果に基づき、ガイドラインのドラフト版の見直しを行い、MIDとの協議を通じてガイドラインを完成させる。
- オ MIDを中心とするソロモン政府関係機関職員を対象として、JICAの環境・社会配慮ガイドラインおよび今回派遣期間を通じて策定したガイドラインの紹介を行うセミナーを開催する。
- カ 現地業務完了に際し、MID、SCSSプロジェクト関係者及びJICAソロモン支所に対し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（英文）を作成、提出のうえ、現地業務結果の説明を行う。

(5) 帰国後整理期間（3月中旬）

- ア MID、SCSSプロジェクト関係者及びJICAソロモン支所への最終報告の際に出たコメント等も踏まえ、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA東南アジア・大洋州部への提出及び報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) ケーススタディレポートと(4) 環境社会配慮分野における指針としてのガイドライン、(5) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

英文 4 部（MID、SCSSプロジェクト、JICA東南アジア・大洋州部、JICAソロモン支所）  
和文 2 部（JICA東南アジア・大洋州部、JICAソロモン支所）

(2) 現地業務結果報告書

英文 4 部（MID、SCSSプロジェクト、JICA東南アジア・大洋州部、JICAソロモン支所）

- (3) ケーススタディレポート  
英文4部 (MID、SCSSプロジェクト、JICA東南アジア・大洋州部、JICAソロモン支所)
- (4) 環境社会配慮分野における指針としてのガイドライン  
英文3部 (MID、JICA東南アジア・大洋州部、JICAソロモン支所)
- (5) 専門家業務完了報告書 (最終報告書)  
和文1部 (JICA東南アジア・大洋州部)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データを提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空券・旅費 (日当・宿泊費) は契約に含みます。また、航空便経路は直行便が存在しないため、ポートモレスビー、シンガポール・ブリスベン経由等も認めます。

### (2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構ソロモン支所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です (当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

- ・車両関係費 (安全対策・業務使用分) : 200,000円×3月=600,000円
- ・現地国内出張経費 : 90,000円×3月=270,000円
- ・現地携帯電話通信費 (安全対策・業務連絡用) 6,000円×3月=18,000円
- ・資料等作成費 : 40,000円×3月=120,000円
- ・セミナー等開催経費 (会場借上代金) 100,000円

臨時会計役とは、会計役としての職務 (例: 現地業務費の受取り、支出、精算) を必要な期間 (例: 現地出張期間) に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### 1) 現地業務日程

第一次現地派遣期間は2013年10月5日～12月3日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。また第二次現地派遣期間については、2014年2月1日～3月2日を予定していますが、第一次現地派遣期間にSCSSプロジェクト関係者と協議の上、詳細日程を決定する必要があるため、若干日程が変動することがあります。

#### 2) 現地での業務体制

本業務に係る現地業務は、ADBのSCSSプロジェクト関係者と連携し、MIDを中心とするソロモン政府関係機関職員をカウンターパートとして業務を実施します。

#### 3) 便宜供与内容

当機構ソロモン支所による便宜供与は、以下のとおりです。

- ① 空港送迎 第一次現地派遣期間到着時のみ
- ② 宿舍手配 第一次現地派遣期間到着時のみ
- ③ 車両借上げ なし
- ④ 通訳備上 なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ 第一次現地派遣期間初回MID訪問時のみ

⑥ 執務スペースの提供 MID内の執務スペースが提供される予定

(2) 参考資料

ADBの運輸分野国家セーフガードシステム強化プロジェクトについては、下記サイトから情報入手が可能です。

<http://www.adb.org/projects/46045-001/main>

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上